

議 事 録

第36回多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和2年6月2日(火) 9:00～ 10:20

2 場 所 第3委員会室(2F)

3 出席委員

2番	挽地 守雄	3番	永渕 晴彦
4番	塚元 英利	5番	桃崎 和子
6番	梶原 義広	7番	井上 美弘
9番	藤川 一海	10番	閉籠 裕晃
11番	原 久美子	12番	小園 敏則

4 欠席委員

1番 安藤 敬一郎 8番 柴田 利英

5 議事日程

- ・第115号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第116号議案 農地法第5条による許可申請について
- ・第117号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について
- ・第118号議案 県営土地改良事業(中山間地域総合事業(ほ場整備))
北多久地区の計画変更に伴う参加資格証明について

6 事務局

局長 上瀧和弘
次長 吉木昌久
主査 石田祐二
主任 峯 涉
農林課 山田 智明

(議長)小園会長

議事録署名委員の指名を行います。

7番 井上委員、9番 藤川委員を指名いたします。

(小園会長) それでは、議事に入ります。

第115号議案農地法第3条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(小園会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。(特になし)

(小園会長) 何か質問はありませんか。

(井上委員) 3番につきましては農業をどこでされていますか？

(事務局) 久留米のほうに農地をお持ちで、そちらでされています。

(小園会長) 他に質問はありませんか

(小園会長)

質問もないようですので、第115号議案 農地法第3条による申請7件については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第115号議案は原案のとおり決定いたしました。

(小園会長) 次に、第116号議案農地法第5条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(小園会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

(担当委員から現地調査の結果を報告)

(塚元委員) 申請番号1番について、過去にほかの業者の違反転用で不法投棄をされていた農地でありました。最終的には撤去していただいた経緯がある農地です。今回は申請を行って排水も問題ないかと思えます。

(井上委員) 申請番号2番について現地は整地をされており、川の側で大水の時にはつかる心配があるが、排水については問題ないかと思えます。

(小園会長)何か質問はありませんか。(質問なし)

他に質問もないようですので、第116号議案 農地法第5条による許可申請2件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第116号議案は本委員会で許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次に、第117号議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

申請番号 45 番 47 番については 70 番は閉籠委員、77 番は挽地委員が譲受人となっている議案が含まれているため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事賛意の制限に伴い、議事終了まで退席となります。これは私が譲受人となっていますので、議事については副議長に審議をお願いしたいと思います。

(梶原委員)

まず先にこの 45 番から 47 番の意見がありましたらお願いします。

(質問なし)

ないようでしたら皆さんの同意を得たいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので 117 号議案の申請番号 45 番 47 番について原案のとおり可決とします。

会長の入室を認めます。

(小園会長)続いて、挽地委員、閉籠委員の申請番号 70 番、77 番の案件に移りますので、退席をお願いします。

(委員退席)

70 番、77 番の案件について意見をお願いします。

質問もないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので 117 号議案の申請番号 70 番 77 番について原案のとおり可決とします。委員の入室を認めます。

117 号議案のうち申請番号 45、47、70、77 番以外について委員の皆様からご質疑がありましたらお願いします。

(質問なし)

他に質問もないようですので、第 117 号議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第 117 号議案は多久市農用地利用集積計画事業(案)については賛成との意見を付して市長に回答いたします。

(小園会長)

第 118 号議案 県営土地改良事業(中山間地域総合事業(ほ場整備)) 北多久地区の計画変更に伴う参加資格証明について事務局説明をお願いします。

(農林課 山田)

(内容説明)

(小園会長) 農地台帳にある名簿となるのか？

(山田) 3 条資格者とは土地改良事業に参加する証明であるため、農地法の 3 条とは違うものです。計画変更で土地が増えたために新たに同意書が必要となったために今回変更の証明をお願いしています。

(小園会長) 第118号議案県営土地改良事業(中山間地域総合事業(ほ場整備))
北多久地区の計画変更に伴う参加資格証明について原案のとおり決定することに賛
成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので原案のとおり決定しました。

以上で議事は終了しました。

報告事項について

- ・農地転用不要届け出について
- ・賃貸借契約書の解約について
- ・農地法第3条の3第1項の届け出について
- ・あっせん申出書
- ・令和元年度の点検・評価
- ・令和2年度の目標について

次回は、令和2年7月3日(金)15:30～

以上を持ちまして、今月の農業委員会定例会を閉会いたします。